

令和8年度新ごみ処理施設整備基本計画策定等  
委託業務

仕 様 書

美馬環境整備組合

## 目 次

第1章 総則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務の名称	1
第3節 業務の場所	1
第4節 業務の期間	1
第5節 適用の範囲	1
第6節 関係法令等の遵守	1
第7節 業務管理	1
第8節 資料の提供	2
第9節 秘密の保持	2
第10節 成果品の審査	2
第11節 疑義	2
第12節 成果品	2
第2章 業務内容	3
第1節 新ごみ処理施設整備基本計画策定業務	3
第2節 粗大ごみ等処理方針検討業務	6
第3節 新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務	7

## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

美馬環境整備組合（以下「組合」という。）は、構成市町で発生するごみのうち、もやせるごみ及び粗大ごみ等（粗大ごみ、もやせないごみ、あきビン、あきカン及び紙類）をクリーンセンター美馬（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）で処理しているが、当該施設は竣工から29年が経過し老朽化が進行している。施設の老朽化を踏まえ、もやせるごみについては好気性発酵処理方式の新ごみ処理施設を整備し処理する計画であるが、粗大ごみ等については処理方針の検討が必要な状況にある。

本業務は、もやせるごみ及び粗大ごみ等の適正処理の安定的な維持を目指すため、全体ごみ処理フロー及び粗大ごみ等処理方針を検討した上で、好気性発酵乾燥方式の新ごみ処理施設の整備に係る基本計画を策定するとともに、並行して生活環境影響調査を円滑に実施することを目的とする。

### 第2節 業務の名称

令和8年度新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務

### 第3節 業務の場所

徳島県美馬市脇町字西赤谷

### 第4節 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 第5節 適用の範囲

本仕様書は、組合が行う「新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

### 第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たって、関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

### 第7節 業務管理

- (1) 受託者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下「管理技術者」という。）を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

## 第8節 資料の提供

本業務を実施するに当たり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、組合が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、組合に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

## 第9節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 第10節 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に組合の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 第11節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、組合と協議し、これを定めるものとする。

## 第12節 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- 施設整備基本計画 本編 (A4判巻き表紙製本) : 5部
- 施設整備基本計画 概要版 : 20部
- 生活環境影響調査書 (A4版) : 3部
- 業務報告書 (A4版) : 3部
- 上記電子データ (CD-R等) : 一式

## 第2章 業務内容

### 第1節 新ごみ処理施設整備基本計画策定業務

#### 1. 基本項目の設定

##### (1) 建設目的

施設の整備を行う背景、必要性及び目的を整理する。

##### (2) 施設整備基本方針

施設の位置付けを明確にし、施設の整備方針を設定する。

#### 2. 基本条件の設定

##### (1) 建設場所

施設の建設場所の位置を整理する。

##### (2) 敷地面積

建設場所の範囲及び敷地面積を整理する。

##### (3) 敷地条件

###### ① 地理的条件

敷地形状、周辺状況、計画地盤高、電波伝搬路、高度規制、地域開発事業及び地質等について整理する。

###### ② 法規制条件

施設の建設に当たり遵守すべき各種関係法令、技術基準及び規格等を整理する。

###### ③ 都市計画事項及び敷地周辺設備（ユーティリティ条件）

用途地域、建ぺい率、容積率及び防火地区指定等を整理する。また、次の敷地周辺設備の取り合い、引き込み位置及び放流位置等を整理する。

- ・プラント用水、生活用水
- ・プラント排水、雨水排水、生活排水
- ・電気
- ・燃料
- ・通信（電話、インターネット回線）

##### (4) 施設規模等

処理対象物の種類、計画ごみ量、計画ごみ質及び施設規模を設定する。

##### (5) 搬入出条件

###### ① ごみ搬入条件

処理対象物の種類、搬入量、搬入方法、搬入頻度、搬入経路、搬入車両の形式・台数及び搬入時間帯等を整理する。

###### ② 搬出車両条件

資源物及び処理不適物等の搬出形態を検討する。

### ③ その他車両条件

燃料等の搬入形態を検討する。

### (6) 品質条件

資源物の種類（固形燃料と想定）及び品質（発熱量等）を設定する。

## 3. 公害防止目標値の設定

次の項目について、公害防止目標値を設定する。

- ・粉じん
- ・騒音
- ・振動
- ・悪臭
- ・その他必要な項目

## 4. 残渣処理計画

施設で発生する処理不適物等の処理方法を検討する。

## 5. 施設配置計画

敷地形状、接道及び待機長等に留意し主要な建屋の配置計画について検討するとともに、収集運搬車両、直接搬入車両、資源物・処理不適物等の搬出車両、燃料等の搬入車両、職員・見学者動線及びメンテナンス車両等の動線計画を検討する。

## 6. プラント計画

プラント計画として、次の設備の内容を検討する。

- ・受入・供給設備
- ・前処理設備
- ・固形燃料化設備
- ・搬出設備
- ・給水設備
- ・排水処理設備
- ・換気・除じん・脱臭設備
- ・電気設備
- ・計装制御設備
- ・その他付帯設備

## 7. 土木建築計画

土木建築計画として、次の基本的事項を検討する。

- ・工場棟
- ・管理棟
- ・計量棟
- ・その他付帯設備（洗車場、駐車場、門扉及び囲障、構内植栽、雨水排水路等）

## 8. 施工計画

### (1) 工事中の公害防止

工事中の公害防止について、建設場所における次の対策を検討する。

- ・低騒音・低振動対策
- ・工事車両による周辺道路の汚れ防止対策
- ・工事排水の対策
- ・その他必要な対策

### (2) 関連工事との調整

本工事と関連のある工事が同時に施工される場合は、取り合い点、工程の調整等について検討する。

## 9. 運転・管理計画

施設運転条件（年間運転日数、稼働時間等）、補修条件（保守点検、定期補修）及び工場運営組織（直営、委託、人員数等）を検討する。

## 10. 事業工程

建設工事の事業契約までに必要な準備作業、建設工事の事業契約から竣工引渡し、運営維持管理までの全体工程を検討する。

### 11. 財源計画

事業全体の概算事業費及び財源内訳を検討する。

### 12. 新ごみ処理施設整備運営委員会の運営支援

施設整備基本計画は、新ごみ処理施設整備運営委員会を開催した上で策定する予定である。委員会（3回と想定）の実施に当たり、次の支援を行う。なお、委員会の実施回数に増減がある場合は発注者と受注者が協議し取り扱いを定める。

- ・委員会資料の作成
- ・委員会への出席及び説明等の実施
- ・委員会議事録の作成（概要（要点の箇条書き等））

## 第2節 粗大ごみ等処理方針検討業務

### 1. 全体ごみ処理フロー等の検討

#### (1) 全体ごみ処理フロー

現在の分別区分、ごみ処理フロー及び施設概要を整理し、直接搬入の受入場所（既存施設での受入・輸送等）も検討した上で、全体ごみ処理フローを検討する。なお、検討に当たっては、下記3. の調査結果も踏まえるものとする。

#### (2) 計画ごみ量

上記(1)で検討したごみ処理フローにおける処理対象物の種類及び量を設定する。

#### (3) 計画ごみ質

上記(1)で検討したごみ処理フローにおける計画ごみ質（もやせるごみ：三成分・単位体積重量・低位発熱量等、粗大ごみ等：種類組成、異物混入率等）を設定する。

### 2. 粗大ごみ等処理方針の検討目的の整理

粗大ごみ等処理方針を検討する背景、必要性及び目的を整理する。

### 3. 既存施設の状況調査

粗大ごみ等は、クリーンセンター美馬の可燃性粗大ごみ切断機（ごみ焼却施設内）及び粗大ごみ処理施設（以下これらを合わせて「既存施設」という。）で処理している。今後とも粗大ごみ等を既存施設で処理することの可否を確認するために、既存施設の次の設備について状況調査を行い、良、要補修、要交換、改造等に分けて判定する。

- ・ 土木・建築設備
- ・ 機械設備
- ・ 電気設備
- ・ 配管・弁設備

### 4. 粗大ごみ等処理方針の検討シナリオの設定

粗大ごみ等処理方針の検討シナリオとして、「①既存施設の計画的な維持修繕」、「②既存施設の基幹的設備改良」及び「③民間処理委託」等を設定する。なお、設定に当たっては、将来的にクリーンセンター美馬（ごみ焼却施設）を解体する際に活用することを想定している循環型社会形成推進交付金の交付対象範囲等を考慮すること。

### 5. 粗大ごみ等処理方針の総合評価

#### (1) 評価項目の設定

粗大ごみ等処理方針の総合評価に当たり、定量的評価項目及び定性的評価項目を設定する。

#### (2) 総合評価

上記4. で設定した検討シナリオについて、上記5. (1) で設定した項目で総合評価を行い、粗大ごみ等処理方針を決定する。

### 第3節 新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務

調査及び予測・評価は、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）（以下「環境影響調査指針」という。）に基づき実施する。

#### 1. 計画準備

業務内容、工程計画等を整理した業務計画書を作成する。また、現地踏査及び既存資料調査を行い、現況調査、予測及び評価の手法の選定を行うための情報を収集整理する。

#### 2. 事業特性及び地域特性の把握

現況調査、予測及び評価等を実施するに当たって、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）、並びに対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報を把握し、整理する。

なお、「事業特性」及び「地域特性」は、入手可能な最新の文献その他資料により把握するものとする。

#### 3. 現況調査、予測及び評価の手法の選定

現況調査、予測及び評価の手法の選定は、生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、環境影響調査指針等に示される手法を、客観的かつ科学的に検討する。

生活環境影響調査項目は、表-1に示す内容を想定している。

表-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の一覧

調査事項		生活環境影響要因			
		生活環境影響調査項目	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩
大気環境	大気質	粉じん		○	
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )			○
		浮遊粒子状物質(SPM)			○
	騒音	騒音レベル		○	○
	振動	振動レベル		○	○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数(臭気濃度)			○
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) 又は化学的酸素要求量(COD)	×		
		浮遊物質(S S)	×		
		全窒素(T-N)、全リン(T-P)	×		

注)○：環境影響調査指針において、生活環境影響調査項目に選定されており、本事業による影響が懸念されるため、生活環境影響調査項目に選定した。

×：生活環境影響調査項目に選定されているが、本事業による影響がないため、生活環境影響調査項目に選定しない。(本事業では、施設排水を公共用水域に直接放流しない計画である。)

#### 4. 現況調査

選定した生活環境影響調査項目について、当該項目の特性や事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう、対象事業実施区域及び

その周辺地域において、当該項目の現況を把握する。

現況調査は、表－２に示す内容を想定している。

なお、大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）及び地上気象については、一般環境大気測定局（脇町局：西部総合県民局美馬庁舎）のデータを利用することができるため、既存資料調査を行う。既存資料調査は、表－３に示す内容を想定している。

表－２ 現況調査一覧表

調査区分	調査項目	調査地点	調査時期・回数	備考
大気質	粉じん(降下ばいじん)	事業計画地敷地境界：１地点	２週間×１回	
騒音	環境騒音	事業計画地敷地境界：１地点	２回(平日・休日)	１回当たり２４時間
	道路交通騒音	関係車両の主要な走行 ルート：３地点	２回(平日・休日)	１回当たり２４時間
	交通量			
振動	環境振動	事業計画地敷地境界：１地点	２回(平日・休日)	１回当たり２４時間
	道路交通振動	関係車両の主要な走行 ルート：３地点	２回(平日・休日)	１回当たり２４時間
悪臭	特定悪臭物質	事業計画地敷地境界：１地点	２回(夏季)	午前１回、午後１回

表－３ 既存資料調査一覧表

調査区分	調査項目	調査地点	調査時期・回数	備考
大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局 ：１地点(脇町局)	３６５日(通年)	１時間値の連続測定
地上気象	風向、風速	一般環境大気測定局 ：１地点(脇町局)	３６５日(通年)	１時間値の連続測定

## ５． 予測・評価及び環境保全措置の検討

選定した生活環境影響調査項目について、環境影響調査指針等に基づき、対象事業の実施が環境へ及ぼす影響について予測を行い、その結果について環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか評価を行う。

また、予測・評価の結果に基づき、実行可能な範囲内で生活環境影響調査項目に係る環境影響をできる限り回避、もしくは低減するための環境保全措置について検討する。

## ６． 環境影響の総合的な評価

予測・評価及び環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施が環境へ及ぼす影響について総合的な評価を行う。

## ７． 生活環境影響調査書の作成

対象事業に係る目的及び計画、現況調査、予測・評価及び環境保全措置の検討結果等を取りまとめた生活環境影響調査書を作成する。

## ８． 環境部局との事前協議

環境部局との事前協議については、対応資料、議事録の作成のほか、協議に同行し、生活環境影響調査書に係る内容の説明及び質疑応答等の支援を行う。環境部局との事前協議

は3回を想定している。